

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成22年7月1日(2010.7.1)

【公開番号】特開2010-31545(P2010-31545A)

【公開日】平成22年2月12日(2010.2.12)

【年通号数】公開・登録公報2010-006

【出願番号】特願2008-194693(P2008-194693)

【国際特許分類】

E 06 B 9/52 (2006.01)

【F I】

E 06 B 9/52 E

【手続補正書】

【提出日】平成22年5月19日(2010.5.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

スクリーン装置の枠体におけるスクリーン張設面に沿う内周に設けられた、一対の対向する内向き突縁により口部を狭窄化してなる係止用溝に、スクリーンとともに押入し、該スクリーンを上記係止用溝に固定するためのスクリーンの押さえ材であって、

上記押さえ材が、一対の対向板を断面U字形の先端湾曲部で連結した弾性変形可能な合成樹脂からなる脚部と、該脚部と一体でその一対の対向板の基端部から外向きに突出する一対の覆板部とを有する押さえ部材、及び上記対向板間に押入するための押入脚板を有する固定部材によって構成され、

上記脚部は、その先端湾曲部がスクリーンを介して上記係止用溝の内向き突縁間に押入可能なものであって、係止用溝への押入完了時にはスクリーンを上記係止用溝の内向き突縁側に押圧する弾性を有し、且つ、上記対向板の外面に、上記係止用溝への押入完了時に該係止用溝の内向き突縁の内端に係止する係止突部を備え、

上記固定部材が、係止用溝の内向き突縁間に押入された押さえ部材の一対の対向板間に押し込むことにより、スクリーンを該対向板と上記係止用溝の内向き突縁との間に挟持するに必要な厚さを有している、

ことを特徴とするスクリーンの押さえ材。

【請求項2】

上記脚部における対向板の内側面と上記固定部材の外側面とに、上記脚部の対向板間にへの固定部材の押し込み完了時に相互に係合する係合凹部と係合突子を設けた、

ことを特徴とする請求項1に記載のスクリーンの押さえ材。

【請求項3】

スクリーン装置の枠体におけるスクリーン張設面に沿う内周に設けられた、一対の対向する内向き突縁により口部を狭窄化してなる係止用溝に、スクリーンとともに押入し、該スクリーンを上記係止用溝に固定するためのスクリーンの押さえ材であって、

上記押さえ材が、一対の対向板を断面U字形の先端湾曲部で連結した弾性変形可能な合成樹脂からなる脚部と、該脚部と一体でその一対の対向板の基端部から外向きに突出する一対の覆板部とを有し、

上記脚部は、その先端湾曲部がスクリーンを介して上記係止用溝の内向き突縁間に押入可能なものであって、係止用溝への押入完了時にはスクリーンを上記係止用溝の内向き突

縁との間に挟持するための拡開方向への弾性を有し、且つ、上記対向板の外面に、上記係止用溝への押入完了時に該係止用溝の内向き突縁の内端に係止する係止突部を備えている

ことを特徴とするスクリーンの押さえ材。

【請求項 4】

上記係止突部が、脚部の係止用溝への押入時に該係止用溝の内向き突縁の内端に圧接する傾斜滑面と、該係止用溝への押入完了時に上記内向き突縁に係止する係止縁とを有している。

ことを特徴とする請求項 1 または 3 に記載のスクリーンの押さえ材。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

上記課題を解決するため、本発明によれば、スクリーン装置の枠体におけるスクリーン張設面に沿う内周に設けられた、一対の対向する内向き突縁により口部を狭窄化してなる係止用溝に、スクリーンとともに押入し、該スクリーンを上記係止用溝に固定するためのスクリーンの押さえ材であって、上記押さえ材が、一対の対向板を断面U字形の先端湾曲部で連結した弾性変形可能な合成樹脂からなる脚部と、該脚部と一体でその一対の対向板の基端部から外向きに突出する一対の覆板部とを有する押さえ部材、及び上記対向板間に押入するための押入脚板を有する固定部材によって構成され、上記脚部は、その先端湾曲部がスクリーンを介して上記係止用溝の内向き突縁間に押入可能なものであって、係止用溝への押入完了時にはスクリーンを上記係止用溝の内向き突縁側に押圧する弾性を有し、且つ、上記対向板の外面に、上記係止用溝への押入完了時に該係止用溝の内向き突縁の内端に係止する係止突部を備え、上記固定部材が、係止用溝の内向き突縁間に押入された押さえ部材の一対の対向板間に押し込むことにより、スクリーンを該対向板と上記係止用溝の内向き突縁との間に挟持するに必要な厚さを有していることを特徴とするスクリーンの押さえ材が提供される。また、上記脚部における対向板の内側面と上記固定部材の外側面とに、上記脚部の対向板間への固定部材の押し込み完了時に相互に係合する係合凹部と係合突子を設けることができる。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

また、上記課題を解決するため、本発明によれば、スクリーン装置の枠体におけるスクリーン張設面に沿う内周に設けられた、一対の対向する内向き突縁により口部を狭窄化してなる係止用溝に、スクリーンとともに押入し、該スクリーンを上記係止用溝に固定するためのスクリーンの押さえ材であって、上記押さえ材が、一対の対向板を断面U字形の先端湾曲部で連結した弾性変形可能な合成樹脂からなる脚部と、該脚部と一体でその一対の対向板の基端部から外向きに突出する一対の覆板部とを有し、上記脚部は、その先端湾曲部がスクリーンを介して上記係止用溝の内向き突縁間に押入可能なものであって、係止用溝への押入完了時にはスクリーンを上記係止用溝の内向き突縁との間に挟持するための拡開方向への弾性を有し、且つ、上記対向板の外面に、上記係止用溝への押入完了時に該係止用溝の内向き突縁の内端に係止する係止突部を備えていることを特徴とするスクリーンの押さえ材が提供される。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 0 6

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

更に、上述した本発明に係るスクリーンの押さえ材においては、上記係止突部が、脚部の係止用溝への押入時に該係止用溝の内向き突縁の内端に圧接する傾斜滑面と、該係止用溝への押入完了時に上記内向き突縁に係止する係止縁とを有するものとすることができる

。